

平成 30 年 8 月 27 日

質問回答書

「吉野広域行政組合給与管理システム導入業務公募型プロポーザル」に対して質問のありました内容について、以下のとおり御回答いたします。

Q.様式第 5 号機能要件回答書「分類 3 項目 1 機能 13.14」の文章中の「以下の帳票」とあるが、様式をいただくことは可能か？

A.⑬については「雇用保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格喪失届」

⑭については「被保険者資格取得届・被保険者資格喪失届」になります。

厚生労働省職業安定局の様式と同じもので対応願います。

Q.仕様書「1 基本概要 (4) ⑩財務会計システムとの連携」につきまして、取り込み様式を事前に頂けないか？

A.ホームページにアップしますのでご確認願います。

Q.仕様書「2 システム要件 (8) プリンタ」につきまして、プリンタ設定に「ドットプリント機能」はございますか？また、「健保・厚生年金保険被保険者」についての提出資料について今後ドットプリントを使用する予定はあるか？

A.現在使用中のプリンタは FUJI XEROX DocuPrint 3050 です。近日買替の予定はございません。

Q.様式第 5 号機能要件回答書「分類 3 項目 1 機能 17」帳票保存場所について詳細を教えてください。

A.現在はデスクトップ及び USB にて保存。

Q. 様式第 5 号機能要件回答書「分類 2 項目 1 機能 9」計算根拠とは、級・号給・報酬月額等の指し示されている認識でよいか？

A それで結構です。

Q. 様式第 5 号機能要件回答書「分類 2 項目 4 機能 2」加入している共済組合はいくつあるか？

A.現在は奈良県市町村職員共済組合・奈良県市町村総合事務組合です。

Q. 様式第 5 号機能要件回答書「分類 2 項目 5 機能 10.11」差額を 12 月に支給した場合、

12月(当月)に随時改定を行うということか?3月に随時改定を行うことはないのか?

A.現在のところ12月給与改正後の差額では当月の随時改定を行いません。従来通りの随時改定を行います。

Q.様式第5号機能要件回答書「分類2項目7機能3」各種保険料とは、社会保険という事でいいのか?

A.社会保険です。

Q.様式第5号機能要件回答書「分類2項目7機能15」源泉徴収票の間違いでしょうか?扶養者情報・居住開始日は「摘要欄」ではなく印字位置が現在固定されていますが、貴組合としては「摘要欄」に反映されたという事で間違いはないか?

A.申し訳ございません。源泉徴収票の間違いで、扶養者情報・居住開始日は印字位置を固定でお願いします。現在のところ「摘要欄」には反映させていません。

Q.様式第5号機能要件回答書「分類2項目9機能5」未来分とは、人事院勧告が出た時点で先行してシミュレーションを行うことで当年度分の補正予算の見込額を算出されたということでしょうか?

A.それで良いです。

Q.機様式第5号能要件回答書「分類3項目1機能2.16」扶養控除申請書及び保険料控除申告書について、マイナンバー導入年以後の取得について一定の帳簿を備えている場合、記載は不要と見直しが行われましたが、毎年印字された各申告書が必要になるということか?

A.ご指摘ありがとうございます。毎年印字された各申請書は不要です。

Q.9月7日予定のプレゼンテーションでは、デモンストレーションも必要か?

A.お願いします。